

納税猶予税額等の調整計算書

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において、「相続人等」と表記しています。）が、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。 ・ 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項） ・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項） ・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項） ・ 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項） ・ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）又は医療法人の持分についての税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項） ・ 特定の美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項） ・ 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）					被 相 続 人	
相 続 人 等						
1 調整前猶予税額等の明細						
この欄は、相続人等に係る農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額、特例株式等納税猶予税額、山林納税猶予税額、医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税猶予税額等」と表記しています。）、美術品納税猶予税額又は事業用資産納税猶予税額についてその明細を記入します。						
① 調整前農地等猶予税額（相続人等の第8表の2の⑦の金額）					円 0 0	
② 調整前株式等猶予税額（相続人等の第8の2表の2のAの金額）					0 0	
③ 調整前特例株式等猶予税額（相続人等の第8の2の2表の2のAの金額）					0 0	
④ 調整前山林猶予税額（相続人等の第8の3表の2の⑧の金額）					0 0	
⑤ 調整前医療法人持分猶予税額等（相続人等の第8の4表の2の⑨の金額）					0 0	
⑥ 調整前美術品猶予税額（相続人等の第8の5表の2のAの金額）					0 0	
⑦ 調整前事業用資産猶予税額（相続人等の第8の6表の2のAの金額）					0 0	
⑧ 調整前猶予税額等（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦）					0 0	
⑨ 猶予可能税額等（相続人等の第1表の（⑩－⑪）の金額）（100 円未満切捨て）					0 0	
（注） ⑧欄の金額が⑨欄の金額を越える場合（「⑧＞⑨」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。 なお、⑧欄の金額が⑨欄の金額以下の場合（「⑧≤⑨」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。						
2 各納税猶予税額等の調整						
この欄は、1の⑧欄の金額が1の⑨欄の金額を超える場合（「⑧＞⑨」の場合）において、納税猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。 なお、1の⑧欄の金額が1の⑨欄の金額以下の場合（「⑧≤⑨」の場合）は記入を要しません。						
⑩ 調整後の農地等納税猶予税額（⑨×①／⑧）（100 円未満切捨て）					円 0 0	
⑪ 調整後の株式等納税猶予税額（⑨×②／⑧）（100 円未満切捨て）					0 0	
⑫ 調整後の特例株式等納税猶予税額（⑨×③／⑧）（100 円未満切捨て）					0 0	
⑬ 調整後の山林納税猶予税額（⑨×④／⑧）（100 円未満切捨て）					0 0	
⑭ 調整後の医療法人持分納税猶予税額等（⑨×⑤／⑧）（100 円未満切捨て）					0 0	
⑮ 調整後の美術品納税猶予税額（⑨×⑥／⑧）（100 円未満切捨て）					0 0	
⑯ 調整後の事業用資産納税猶予税額（⑨×⑦／⑧）（100 円未満切捨て）					0 0	
3 納税猶予税額等						
この欄は、1又は2により算出した納税猶予税額等を基に、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額を記入します。						
⑰ 農地等納税猶予税額等（①の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）					（第8の8表2の①） 円 0 0	
⑱ 株式等納税猶予税額（②の金額（2において調整の計算をした場合には⑪の金額）を転記します。）					（第8の8表2の②） 0 0	
⑲ 特例株式等納税猶予税額（③の金額（2において調整の計算をした場合には⑫の金額）を転記します。）					（第8の8表2の③） 0 0	
⑳ 山林納税猶予税額（④の金額（2において調整の計算をした場合には⑬の金額）を転記します。）					（第8の8表2の④） 0 0	
㉑ 医療法人持分納税猶予税額等（⑤の金額（2において調整の計算をした場合には⑭の金額）を転記します。）					0 0	
㉒	イ	「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」の適用を受ける場合			医療法人持分納税猶予税額 （㉒の金額を転記します。） A（第8の8表2の⑤） 0 0	
	ロ	「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	（イ）	持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額 （㉒の金額を転記します。） B（第1表の⑧） 0 0	
			（ロ）	持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき （*第8の4表の付表の計算明細の各欄を記入します。）	医療法人持分税額控除額 （第8の4表の付表のFの金額を転記します。） B（第1表の⑧）	
㉓ 美術品納税猶予税額（⑥の金額（2において調整の計算をした場合には⑮の金額）を転記します。）					（第8の8表2の⑥） 0 0	
㉔ 事業用資産納税猶予税額（⑦の金額（2において調整の計算をした場合には⑯の金額）を転記します。）					（第8の8表2の⑦） 0 0	
（注） 1 ⑰、⑱、⑲、⑳、㉑及び㉔欄の各欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。 2 ⑰、⑱、⑲、⑳、㉑又は㉔欄の金額は、相続人等の第8の8表2の「農地等納税猶予税額①」、「株式等納税猶予税額②」、「特例株式等納税猶予税額③」、「山林納税猶予税額④」、「医療法人持分納税猶予税額⑤」若しくは第1表の「医療法人持分税額控除額⑩」、第8の8表2の「美術品納税猶予税額⑥」又は「事業用資産納税猶予税額⑦」欄にそれぞれ転記します。 3 ㉒欄は、㉒欄の金額を基に、イ又はロの場合に応じ、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（イ）又は（ロ）に応じ、（イ）のときには㉒欄の金額を、（ロ）のときには㉒欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。						